

【質問４：インボイス制度の導入反対について】

<回答>

1. 2021年4月から施行される「適格請求書等保存方式」制度導入に反対する理由

(1) 免税事業者が取引から排除されるおそれがあること

インボイス制度では、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書（以下「適格請求書等」）の保存が仕入税額控除の要件とされ、また、免税事業者は適格請求書等を交付することができないこととされている。これにより、免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除ができないこととなるため、免税事業者は、商取引から排除されるあるいは、排除とまではいかないまでも、仕入税額控除ができないことを理由に消費税相当額の値引きを強要されるおそれがある。またそうなれば、低所得者の多い免税事業者は、税率の引上げにより、仕入れに係る消費税相当額の負担が増加するため、所得も減少することとなる。

さらに、古物業者、質屋等が消費者から購入する資産に係る課税仕入れについては、これまでどおり仕入税額控除ができることと比べても、免税事業者の取扱いは不当である。

(2) 消費税の本質に反すること

付加価値税たる消費税の本質的な計算構造から考えると、課税仕入れという取引の事実があれば、税の累積を排除すべきことは当然のことである。すなわち、適格請求書等がないという理由だけで仕入税額控除を認めないということは、当該事業者が税

額控除できなかった消費税相当額を負担することとなり、消費税の本質からみて妥当ではない。

(3) 事業者の負担が増大すること

現行の帳簿方式は、法人税や所得税の所得算定にいわば付随する形で行われているため、事業者にとり過度な負担を強いるものではない。しかし、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされると、事業者は、これまでの記帳義務に加えて、新たにすべての仕入取引が課税仕入れに該当するかどうかの判定作業と、適正な適格請求書等であるかどうかの確認作業が必要になる。また、そもそもインボイス制度は複数税率制度に対応するために導入されるものであるにもかかわらず、軽減対象課税資産の譲渡等を含まない取引もその対象とされている。このような新たな事務負担を税の徴収のためだけに事業者になおさせることは妥当ではない。わが国では、記帳慣行が定着し、現行の帳簿方式で正確な消費税額の計算が行われているのであるから、インボイス制度は不要である。

(4) 新たな租税回避行為が生じるおそれがあること

インボイス制度は、取引の透明性の確保により脱税行為防止にも効果があるといわれているが、現に諸外国でみられるように、インボイスを発行する権限のない事業者が架空のインボイスを発行し、不当な仕入税額控除を受けさせるといった新たな脱税行為が生じるおそれがある。

また、2016年（平成28年）度税制改正では、適格請求書等は、他の事業者（免税事業者を除く。）から求められたときに限り交付すればよいこととされている。つまり、消費者に対しては適格請求書等の交付は不要であり、事後的に税率を検証することは不可能となる。例えば飲食店が店内飲食売上げに標準税率を適用し、申告時にはテイクアウト販売として軽減税率の課税売上高を装うといった租税回避行為が生じるおそれがあるが、これも検証することはできない。

近畿税理士会「2018年（平成30年）度税制改正に関する意見書」より